明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成三十年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月八日

山口県周南市大字呼坂第二番地の二
周南市下郷土地改良区
代表清算人　藤井　允雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年三月二十二日柏市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月八日

千葉県柏市柏五丁目八番一五号
柏市沼南中央土地区画整理組合
清算人代表　冨澤　茂樹

解散公告（第三回）

当法人は平成三十年五月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月八日

東京都港区高輪一丁目三番二号トーア第二高輪マンション管理事務所内
トーア第二高輪マンション管理組合法人
清算人　鈴見　健夫

解散公告（第三回）

豊町上土地改良区は、平成三十年五月七日、静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月八日

静岡県浜松市東区豊町二七三番地
清算法人豊町上土地改良区
清算人代表　藤森　弘一

配当公告

三重県津市寿町五三五番地の九五
破産者　株式会社サカザキ

右の者に対する津地方裁判所平成二十八年(フ)第四十二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一四、〇二七、八七八円
（うち優先的破産債権額
金一四、〇二七、八七八円）

一、配当することのできる金額
金一〇、七七二、二七八円
（うち優先的破産債権額
金一〇、七七二、二七八円）

平成三十年六月八日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階
破産管財人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市川北町二番、最後の住所北海道網走郡美幌町字稲美一〇五番地の七緑の苑
被相続人　亡　小松　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

事務所北海道北見市北二条西三丁目一番地
朝田ビル四階
相続財産管理人　弁護士　川村　悠佑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道滝川市扇町一丁目一番、最後の住所北海道滝川市江部乙町東一二丁目一三番一六号緑寿園
被相続人　亡　須藤　時子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

北海道滝川市大町一丁目八番一号産経会館二階　丸山健法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸山　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市久留米三丁目一四二番地三、最後の住所福島県郡山市久留米三丁目七九番地の四フタバハイコーポクルメC－一〇二号
被相続人　亡　本間　千穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原一九〇番地女川町総合運動公園内
相続財産管理人　司法書士　若松　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市府中三丁目一八〇〇番地一、最後の住所茨城県石岡市府中三丁目六番三〇号
被相続人　亡　小林　宥子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

茨城県水戸市南町二丁目五番二四号榎澤本店ビル四階　石橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石橋　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区田端一丁目四二四番地、最後の住所茨城県ひたちなか市大字馬渡二五二五番地の四九六
被相続人　亡　若生　義彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

茨城県水戸市南町二丁目五番二四号榎澤本店ビル四階　石橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石橋　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸太田市内田町三〇四六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　篠崎　大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

茨城県那珂市菅谷五四二四番地五
相続財産管理人　司法書士　鈴木　保男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字荒井四五四番地二三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　堤　曜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

事務所茨城県石岡市国府二丁目三番二六号
相続財産管理人　司法書士　西間木雅子

第42期決算公告

平成30年6月8日　東京都千代田区九段北三丁目2番5号
アドバンスドエナジージャパン株式会社
代表取締役　トーマス・マクギンプシー

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,010,944	流動負債	204,435
固定資産	241,530	引当金	2,520
		賞与引当金	7,819
		有給休暇引当金	471
		製品保証引当金	1,971
		固定負債	1,046,067
		株主資本	50,000
		資本金	996,067
		利益剰余金	60,700
		利益準備金	935,367
		その他利益剰余金	(67,158)
		（うち当期純利益）	
資産合計	1,252,474	負債・純資産合計	1,252,474